相続税の報酬規定

●基本報酬額

遺産総額	報酬額
5億円以下	遺産の総額 × 1%
5億円超	5億円を超える金額 × 0.5% + 500万円

- 1. 最低報酬額は80万円(消費税等別)といたします。
- 2. 遺産総額は、小規模宅地等の評価減、生命保険金等の非課税金額及び債務葬式費 用の考慮前の金額です。
- 3. お急ぎ(申告期限まで3ヶ月未満)の場合は、報酬総額に20%の加算となります。 ※上記報酬額には別途消費税がかかります。

〈業務内容〉

- 1. 相続税法に基づく相続財産の評価
 - (1)土地•家屋
 - (2)預貯金、有価証券等
 - ①税務調査対策として、被相続人と相続人等、親族間の預貯金等の動きを調査します。(当社では残高証明のみでの相続税の申告はしておりません。過去6年分以上の預貯金の履歴または通帳の写し等をお預かりしております。)
 - ②以下の場合には、期限内申告書を概算で提出したのち、修正申告書又は更正の 請求書を提出することがあります。
 - ・遺産の調査や相続人の確定に時間を要する場合
- 2. 相続税申告書の作成
- 3. 相続税の申告(提出)

●別途料金

- 取引相場のない株式等・・・ 1社につき 200,000円 ~
 (評価会社の内容、評価方法によります)
 ※債務超過会社等評価が簡略化できる場合にはこの限りではありません。
- 2. 準確定申告書の作成・・・不動産収入、事業収入等がある場合 50. 000円 ~ (不動産の物件数等、内容によります)
- 3. 遺産分割協議書の作成… 150,000円 ~ ※若宮行政書士事務所での取り扱いとなります。
- 4. 概算で期限内申告書の作成、提出をしたのち、修正申告書等の作成、提出をした場合
- 5. 上記のほか、財産評価が著しく複雑になる場合、預金の家族間の動きが多い場合、土地等の評価で税務当局と事前協議が必要な場合等は、別途料金がかかることがあります。
- ●下記の業務については別途お見積りいたします
 - ・遺産分割に関するコンサルティング(相続税額や二次相続を考慮した分割のご提案等)
 - ・延納、物納、納税猶予の手続き
 - ・相続名義変更のお手伝い
 - ・相続登記費用(登録免許税、司法書士費用) 当社の提携先の司法書士事務所をご紹介します。
- 注)遠方への現地調査については交通費のほか日当を別途申し受けます。
- 注)登記簿謄本、測量図面等実費代は別途申し受けます。

税理士法人 若宮&パートナーズ

〒730-0041 広島市中区小町3-19 リファレンス広島小町ビル2F TEL 082-567-4500 FAX 082-567-4501